

1 森林

【現状と課題】

本市は、秩父多摩甲斐国立公園の一角を担う御岳山・高水山などの山々を背景として多摩川が東西に流れ、青梅丘陵や長淵丘陵、霞丘陵など市街地を囲む緑豊かな丘陵や崖線の雑木林など豊かな自然環境に恵まれており、その環境は子どもから高齢者まで多くの市民に愛されています。

森林が市域の約63%を占めており、公園などの緑地を含めると、本市全体の70%以上が緑に覆われています。

森林は木材供給源やバイオマス発電※の原材料となるなど、経済林としての役割のほか、心のやすらぎ、自然とのふれあい、レクリエーション、水源のかん養、国土の保全、景観の向上、防災など多様な役割を持っています。

こうした貴重な財産である森林の保全に向け、東京都と連携し「多摩森林再生事業」や企業の協賛による「企業の森」などの事業を推進するとともに、森林ボランティアの育成や森林保全に取り組むボランティアグループとの連携など、市民の手による森林整備の支援に取り組んでいます。

しかし、近年、国産材価格の低迷や林業従事者の高齢化により森林の荒廃が進んでいます。

また、スギ・ヒノキの花粉によって引き起こされる花粉症が社会的な問題となっており、花粉の発生源対策が求められています。

地球温暖化の緩和となる二酸化炭素の吸収や、土砂災害防止など様々な公益的機能を持つ森林を守り、育てていく必要があります。

【基本方針】

健全な森林を維持し、森林の多面的・公益的な機能を発揮するため、林製品の活用を拡大するとともに、民有林を中心とした森林の保全、適正な管理や整備を推進します。

また、企業との連携や、ボランティアなどによる市民参加型の森林づくりを推進し、将来を展望した長期的な森づくりを進めます。

※バイオマス発電：動植物などから生まれた生物資源（バイオマス）を直接燃焼したり、ガス化して発電する方法のこと。技術開発が進んだ現在では、様々な生物資源が有効活用されています。

【基本施策】

(1) 森林の再生・整備

森林の荒廃を防止し、森林の多面的・公益的な機能を発揮するため、東京都と連携し、多摩産材の活用促進を図るとともに、森林の再生事業や花粉の少ない森づくりなどによる森林整備事業を推進し、森林の保全、適正な管理や整備を図ります。

「青梅市公共建築物等における多摩産材利用推進方針」にもとづき、地元産材の活用を推進します。

(2) 市民参加型の森づくり

本市の貴重な財産である緑豊かな森林の保全に向け、企業との連携や森林の整備に関するボランティアの育成事業を推進するとともに、ボランティア団体等による森林の整備を促進します。

また、森林をハイキングなどのレクリエーションの場や自然や緑と親しむ里山としての活用を図ります。

所有形態別現況森林面積

	国有林	公有林	私有林	総数
面積(ha)	33	249	6,182	6,464
構成割合(%)	0.51	3.85	95.64	100

(出典：2015 農林業センサス)



森林ボランティア育成事業

2 水辺環境

【現状と課題】

本市の河川は、市中央部を東西に流れる多摩川とこれに注ぐ多摩川水系の河川、北部を流れる霞川、成木川などの荒川水系の河川により構成されています。

中でも多摩川は、昭和60(1985)年に御岳溪谷が環境省から名水百選に選定されるなど、特に美しい清流景観とされており、憩いの場、レクリエーションの場として、市内外から多くの方が訪れています。

こうした良好な水辺環境を学習や活動などの場とし、水辺と人とのふれあいをより身近なものにするために、平成22(2010)年度に「青梅子どもの水辺協議会※」を設立し、協議会を構成する市民団体と協働して、市内各所で親水事業を実施しています。

さらに、平成23(2011)年度には、河辺地区の多摩川河川敷を「子どもの水辺※」として登録し、水辺に親しむ事業の充実を図っています。

今後も、自然体験学習など親水事業の実施による川と親しむ機会づくりとともに、美しい清流景観の維持・向上のための清掃活動や河川敷の周辺整備を進める必要があります。

【基本方針】

河川やその周辺区域を水に親しむ空間として活用するため、周辺環境整備の促進を図るとともに、生態系の保全に努めます。

親水事業については、市民団体などと連携し、施策を検討・実施するとともに、ボランティア団体等への支援を行います。

※青梅子どもの水辺協議会：河川環境学習の展開を図るため、文部科学省・国土交通省・環境省が連携する「『子どもの水辺』再発見プロジェクト」で、水辺を活用した体験学習や環境学習等の活動を行っている市民団体、行政、教育委員会、学校等が連携して立ち上げる協議会のこと。

※子どもの水辺：子どもの水辺協議会が、その地域内でプロジェクトの趣旨に沿った場所を申請し、登録された水辺のこと。

【基本施策】**(1) 水辺環境の保全・整備**

河川やその周辺区域を学習の場、健康づくりの場として活用できるよう親しみやすい水辺環境の整備を図ります。

また、親水施設※については、良好な水辺環境とのふれあいの場の確保、水辺や河川の生態系の保全、美しい清流景観の維持・向上のため総合的な検討を行い、整備を推進します。

(2) 親水事業の充実

河辺地区の多摩川河川敷について、貴重な環境学習や自然体験学習の場として「水辺の楽校※」の登録を目指すとともに、市民団体等と連携した合同事業「(仮称)水辺のフェスティバル」の開催など、体験型事業や学習型事業の充実を図ります。



川遊び体験学習

※親水施設：水や川に触れることで、水や川に対する親しみを深めるために整備された施設のこと。

※水辺の楽校：国土交通省のプロジェクト「子どもの水辺」での活動を安全かつ充実したものとするために国が水辺整備を実施する支援策のこと。

3 生活環境

【現状と課題】

快適で美しい生活環境を維持するためには、行政だけではなく、市民、事業者、滞在者、それぞれの取組が不可欠です。

本市では、東京都の「環境確保条例(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例)」や「青梅市環境基本条例」、「青梅市環境基本計画」にもとづき、環境調査による状況の把握および監視・指導による公害の未然防止に取り組んでいます。

美化デーなど市民と協働した美しい生活環境の維持・向上のための取組を実施するとともに、ごみのポイ捨ての防止やペットの飼い主へのマナー向上などの啓発を行っています。

また、市内に設置された公衆トイレや、し尿処理施設の維持管理、あき地の環境保全など、生活環境の保全にも取り組んでいます。

市民斎場や市営墓地(1,510区画)の管理・運営を行っています。

今後も、快適な生活環境の維持に向け、市民、事業者、滞在者の協力を得て、美しい生活環境の維持・向上を図るとともに、施設の適切な維持管理等を図る必要があります。

【基本方針】

快適な生活環境の確保、美しいまちの維持に向けて、市民・団体・事業者などと連携し、ごみのポイ捨てや飼い犬のふんの放置を防止するなどの活動を推進するとともに、不法投棄の防止に努めます。

また、環境調査などにより、生活環境の保全、公害の未然防止を図ります。

市民斎場や市営墓地等については、適切な整備を図り、施設の維持管理に努めます。



多摩川1万人の清掃大会

【基本施策】

(1) 生活環境の維持・向上

市民・団体・事業者などと連携し、不法投棄の防止、観光資源である美しい川やきれいな街なみなど生活環境の維持・向上のための取組、ごみのポイ捨ての防止、ペットの飼い主へのマナー向上などの啓発活動を推進し、快適な生活環境の確保を図ります。

また、あき地の所有者、管理者への指導によるあき地の管理の適正化を図ります。

(2) 公害防止体制の推進

水質、大気などの環境調査を実施し、状況の把握に努めるとともに、騒音、振動、悪臭などの監視や、適切な指導を行い、公害の未然防止に努めます。

さらに、大規模な開発事業等の実施に際しては、東京都と協力し、公害の防止や環境の保全等を図るよう適正な指導に努めます。

また、広域的に公害防止を図るため、東京都や近隣市町村と連携を図りながら環境保全対策を進めます。

(3) 市民斎場等公共施設の維持管理

市民ニーズに応えるため、市民斎場・火葬場・市営墓地の適切な維持管理と利用者の利便性向上を図ります。また、市営墓地については、新たな墓地形態等について検討を進めます。

広域的な連携のもと、し尿処理施設の長寿命化に向けた計画的な改修、適正な管理を進めます。

市民や滞在者が快適に利用できるよう、市内の公衆トイレの清掃など維持管理に努めます。



平成22年1月に制定された「青梅市ポイ捨ておよび飼い犬のふんの放置の防止ならびに路上喫煙の制限に関する条例」の中で、ポイ捨て、飼い犬のふんの放置、歩きタバコは禁止されています。

ご理解ご協力をお願いいたします
青梅市

啓発ポスター

4 循環型社会

【現状と課題】

地球規模で環境・エネルギー問題への関心が一層高まる中、これまでの生活様式や社会の仕組みを見直し、環境保全やエネルギーのあり方をはじめ、ごみを発生させない取組など環境に関する総合的な施策展開が強く求められています。

本市では、家庭ごみは有料戸別収集制度をとっており、燃やすごみについては、西多摩衛生組合において広域かつ効率的な処理を行っています。それ以外の燃やさないごみ、容器包装プラスチックごみ、資源物、粗大ごみ等は、青梅市リサイクルセンターや再生業者等により処理されます。資源物については、行政回収のほか地域で行う集団回収により、資源回収業者に引き渡されます。

なお、集団回収については、登録団体の熱心な協力により、市民1人1日当たりの集団回収量が、平成27(2015)年度においても多摩地域26市中第1位となっています。

ごみの発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、資源の再生利用(リサイクル)の3Rに、ごみの発生源となるものの受入れを断る(リフューズ)を加えた4Rの推進に向け、ごみ減量の啓発とともに、分別の徹底による資源化率の向上、生ごみの堆肥化、集団回収の支援などの取組を推進しています。

環境施策については、「第2次青梅市環境基本計画」にもとづき、行政と市民、市民団体、事業者、滞在者等が協働して、青梅市の特性を生かしたまちづくりや生物多様性の保全などに取り組んでいます。

今後も、資源循環型社会の構築をはじめ、地球温暖化防止対策の推進、再生可能エネルギーの導入など、市民・事業者・行政が連携し、総合的に施策を推進する必要があります。

【基本方針】

「青梅市環境基本計画」にもとづき、環境にやさしい低炭素社会・資源循環型社会をつくるため、市民・事業者・行政の協働のもと、4Rの推進、ごみの減量、分別の徹底による再資源化などの取組を推進します。

ごみ処理施設の計画的な整備を図るとともに、周辺自治体との連携による、より経済的、効率的な収集・処理方法の検討を行います。

地球温暖化対策、エネルギー対策として、再生可能エネルギーの導入を促進します。



資源回収

【基本施策】

(1) ごみの減量化の推進

「青梅市一般廃棄物処理基本計画」にもとづき、本市の事務事業から発生するごみの減量に努めるとともに、ごみ処理施設見学会など広報・啓発活動の推進をはじめ、生ごみの堆肥化の推進や企業への働き掛けを通じ、市民の自主的な4R運動の定着を促進し、ごみの減量化・再資源化を図ります。

また、ごみの減量・再生利用、地域コミュニティの醸成につながる集団回収の支援・推進を図ります。

さらに、環境美化指導員等と連携し、廃棄物の適正処理やごみ減量等の施策を推進します。



リサイクルセンター

(2) ごみ処理体制の整備

ごみの排出動向等に即した分別収集体制の充実、広報・啓発活動の推進による市民のごみ分別の一層の徹底に努めるとともに、ごみ処理施設の計画的な施設整備を図ります。

また、西多摩衛生組合構成市町における中間処理・資源化施設の統合・共同処理などについて協議を進めます。

(3) 再生可能エネルギー施策への取組

太陽光発電の普及拡大を促進するとともに、市民や企業・団体等との協力関係を構築し、バイオマス発電や小水力発電※など青梅の地域特性を踏まえた再生可能エネルギーの導入検討を進めます。

また、複合的なエネルギー施策の展開によるスマートコミュニティ※の構築に向けた検討を進めます。

(4) 地球温暖化対策の推進

省エネルギーや節電など温室効果ガスの排出削減効果のある取組の広報や啓発などを進めます。

また、「青梅市地球温暖化対策実行計画」にもとづき、本市の事務事業で発生する温室効果ガスの排出削減を図ります。

※小水力発電：一般に1,000kW～1万kW程度の水力発電のこと。また「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(新エネ法)」の対象のように出力1,000kW以下の比較的小規模な発電設備を総称して「小水力発電」と呼ぶこともあります。

※スマートコミュニティ：地域で家庭やビル、交通システムをITネットワークでつなげ、太陽光や風力など再生可能エネルギーを最大限活用し、一方で、エネルギーの消費を最小限に抑えていく次世代の社会システムを基盤とするまちづくりのこと。